

奈良教育大学学生委員会規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年2月24日規則第25号
改正 平成17年4月28日規則第43号
改正 平成18年3月16日規則第27号
改正 平成19年2月22日規則第8-4号
改正 平成23年1月21日規則第2号
改正 平成24年3月6日規則第18号
改正 平成27年2月10日規則第7号

(設置)

第1条 奈良教育大学教授会規則（平成16年奈良教育大学規則第201号）第9条第2項の規定に基づき、奈良教育大学学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、学生サービスに関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 課外教育活動に関すること。
 - ア 課外教育活動の支援に関すること。
 - イ 課外教育活動施設の管理運営に関すること。
- 二 学生の経済的支援に関すること。
 - ア 入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関すること。
 - イ 奨学金に関すること。
- 三 学生の福利厚生に関すること。
 - ア 学生寮に関すること。
 - イ 福利厚生施設に関すること。
- 四 学生相談に関すること。
- 五 学生のボランティアに関すること。
- 六 学生の賞罰に関すること。
- 七 学生の広報誌に関すること。
- 八 学生会館の管理運営に関すること。
- 九 その他学生支援及び福利厚生に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長（教育担当）
- 二 教授会において選出された者 4人
ただし、同一講座に所属する委員は2人以内とし、学校教育教員養成課程の担当・副担当教員を2人含むものとする。
- 三 学生支援課長

四 学長が指名する者 若干名

2 前項第二号及び第四号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第二号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き2期を超えてはならない。なお、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第四号に掲げる委員の任期は1年とする。

(兼任の禁止)

第5条 第3条第1項第二号に掲げる委員は、自己評価委員会、財務委員会、施設整備委員会、学術研究推進委員会、人事委員会、教務委員会及び教育実習委員会の「教授会において選出された者」として選出される委員を兼ねることはできない。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

(副委員長)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員長を補佐する者として、副委員長を置くことができる。

2 副委員長に関して、必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員会)

第8条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専門部会)

第9条 委員会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して、必要な事項は、別に定める。

(ワーキンググループ)

第10条 委員会は、設置期間限定のワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関して、必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(教授会の承認)

第12条 委員会で決定した重要な事項は、教授会に諮り、承認を得なければならない。

(事務の処理)

第13条 委員会に関する事務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(規則の改廃)

第15条 この規則の改廃は、教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第25号）

- 1 この規則は、平成17年2月24日から施行する。
- 2 第3条第1項第二号の規定により、平成16年4月1日より委員となった者のうち、半数の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成17年規則第43号）

この規則は、平成17年4月28日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年規則第27号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第8-4号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則第3条第1項第二号の規定により、平成18年4月1日より委員となった者のうち、1名の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則（平成23年規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。